○東京藝術大学におけるGPA制度に関する要項

(平成29年3月23日^{*} 制 定

(目的)

第1条 この要項は、本学において、学修の状況および成果の客観的評価を示す指標であるグレード・ポイント・アベレージの制度に関し必要な事項を定め、学生の能動的かつ計画的な学修を促すとともに、教員等による的確かつ組織的な修学指導を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) グレード・ポイント(以下「GP」という。) 履修申告科目の成績に基づき 算出される0から4までの数値をいう。
 - (2) グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。) 履修科目のGPと単位数の積の総和を履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。
 - (3) 学期GPA 各学期におけるGPAをいう。
 - (4) 年度GPA 各年度におけるGPAをいう。
 - (5) 累計GPA 在籍期間におけるGPAをいう。

(対象学生)

第3条 GPA制度を適用する対象学生は、本学の学士課程に在籍する全ての学生とする。

(対象授業科目)

- 第4条 本学が開講する全ての授業科目(他大学との単位互換科目を含む。)をGPAの対象授業科目とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。
 - (1) 「失格」または「認」をもって評価された授業科目
- (2) 学長が指定する授業科目

(評価およびGP)

第5条 各学部規則に定める成績の評価に与えられるGPは、次表のとおりとする。

評価	G P
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

(GPAの算出方法)

- 第6条 学期GPA、年度GPAおよび累計GPAの計算式は、次の各号の定める ところによるものとし、算出された数値の小数点以下第三位の値を四捨五入する ものとする。
 - (1) 学期GPAの計算式

学期GPA = (当該学期に評価を受けた授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計 当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 年度GPAの計算式

年度 $GPA = \frac{(当該年度に評価を受けた授業科目の<math>GP \times 3$ 当該授業科目の単位数)の合計 当該年度に評価を受けた授業科目の単位数の合計

(3) 累計GPAの計算式

累計GPA = (在籍全期間に評価を受けた授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計 在籍全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA算出期日の取扱い)

第7条 GPAの算出は、原則として学期ごとに指定された成績登録締切日までに 確定した成績に基づいて行う。

(GPAの再計算)

第8条 追試験、成績の訂正および不正行為による履修登録の無効化等により、成績または履修科目に変更が生じた場合は、速やかにGPAを再計算するものとする。

(GPAの成績証明書等への記載)

- 第9条 GPAは原則として成績証明書に記載しない。ただし、留学等の目的で成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときは、累計GPAおよびGPA 算出方法を併せて記載するものとする。
- 2 教務システムには、学期GPAおよび累計GPAを記載するものとする。 (GPAの教員への通知)
- 第10条 GPA教員への通知は、各科・専攻に所属する学生のGPAについて、 各教務係から当該科・専攻の主任教員へ電子ファイルにて提供することにより行
- 2 教員は学生のGPAについて、東京藝術大学個人情報管理規則に基づき適切に 管理するものとする。

(学修指導)

第11条 各科・専攻は、GPAを適切に利用した学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。